

2 車両分類

種別		内容
歩行者類		隊列、葬列を除く
自転車類		車いす、小児用の車を除く
動力付き二輪車類		自動二輪車、原動機付自転車
小型車	乗用車	ナンバー5 (黄と黒のプレート) ナンバー3、8 (小型プレート) ナンバー3、5、7
	小型貨物車	ナンバー4 (黄と黒のプレート) ナンバー3、6 (小型プレート) ナンバー4、6
大型車	バス	ナンバー2
	普通貨物車	ナンバー1 ナンバー8、9、0

①歩行者類

・対象とするもの

歩いている人、走っている人、身体障がい者用車いすに乗っている人、乳母車を押す人、小児用の車（小児用三輪車、6才未満の者が乗車する自転車で、かつ、走行、制動操作が簡単で速度が4～8km/h程度しか出せない自転車）に乗っている人、動力付き二輪車又は二輪若しくは三輪車の自転車（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両をけん引しているものを除く。）を押して歩いている人、親に手を引かれている子供、ローラースケート等によって通行している人、買物車（ショッピングカート）を引いている人。

・対象としないもの

軽車両（リヤカー、牛馬車等）を引いている人、背負われている子供、乳母車の中にいる子供、路上で遊んでいる人、デモ隊、葬列、通園・通学途中でない教師等に引率された学生・生徒・園児の隊列。

②自転車類

自転車とは、ペダル又はハンドルクランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であって、身体障がい者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（道路交通法第2条第1項第11の2号）とし、二輪のものに限らない。リヤカー等を引く自転車は自転車類に含む。

③動力付き二輪車類

道路交通法施行規則第2条に規定する「大型自動二輪車」、「普通自動二輪車」、道路交通法第2条第1項第10号に規定する「原動機付自転車」及びその他の二輪の自転車とする。側車付きのもの及び他の車両をけん引しているものを含む。

④乗用車

a. 軽乗用車

ナンバープレートの塗色が黄地に黒文字（自家用）又は黒地に黄文字（営業用）であり、かつ分類番号が50～59の自動車とする。

注）昭和48年10月1日以前に届出した軽乗用車には、白地に緑又は緑地に白の小型ナンバープレートで分類番号が3及び33又は8及び88のものがあり、当分の間、これらも軽乗用車として観測する。

b. 乗用車

分類番号が次のいずれかに該当するものとする。

- 1) 3、30から39まで及び300から399まで（普通乗用自動車）
- 2) 5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで及び700から799まで（小型乗用自動車）

⑤バス

分類番号が2、20から29まで及び200～299までのものとする。

⑥小型貨物車

a. 軽貨物車

ナンバープレートの塗色が黄地に黒文字（自家用）又は黒地に黄文字（営業用）であり、かつ分類番号が40～49の自動車とする。

注）昭和48年10月1日以前に届出した軽貨物車には、白地に緑又は緑地に白の小型ナンバープレートで分類番号が3及び33又は6及び66のものがあり、当分の間、これらも軽貨物車として観測する。

b. 小型貨物車

分類番号が次のいずれかに該当するものとする。

- 4、6、40～49まで、60から69まで、400から499まで及び600から699まで（小型貨物自動車）

⑦普通貨物車

a. 普通貨物車

分類番号が1、10から19まで及び100から199までの自動車とする。

b. 特種（殊）車

次のいずれかに該当する自動車とする。

ナンバープレートの塗色が黄地に黒文字又は黒地に黄文字のものうち、分類番号が8、80から89まで及び800から899まで、9、90から99まで及び900から999まで、0、00から09まで及び000から099までの自動車。

注）分類番号が8、80から89まで及び800から899までの自動車を特種用途自動車という。分類番号が9、90から99まで及び900から999まで、0、00から09まで及び000から099までの自動車を特殊自動車という。

・特種用途自動車とは、特種の目的に使用され、かつその目的遂行に必要な構造装置をそなえたもので緊急自動車、タンク車、撒水車、霊柩車、放送宣伝車、クレーン車等がある。

・特殊自動車とは、キャタピラを有する自動車、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、スタビライザ等をいう。荷物車、故障車等をけん引していく場合は、けん引車だけを調査の対象とし、扱けん引車は数えない。

⑧自動車類合計

上記④～⑦の自動車類の合計を記入する。

※なお、外交官用車両（外交団用、領事団用、代表部用）、在日米軍用車両、自衛隊用車両、臨時運行車両、回送運行車両等独自の番号を付しているものは、それぞれの形状、寸法に応じて車種を想定し、自動車類に含めて観測するものとする。

【参考】

＜オフロードタイプの4輪駆動車＞

最近、下の写真のようなレクリエーション・ビークルが増えている。

このような車両は乗用車と貨客車の区分を外見で行うことは困難であり、車種区分はナンバープレートで行う。ナンバープレートの分類番号が4、6、40～49、60～69、400～499、600～699のものは、小型貨物車として分類する。同様の形状の車両で分類番号が1、10～19、100～199のものもあるが、これらの車両は普通貨物車とする。



分類番号5、7、50～59、70～79、500～599、700～799の車両は乗用車（小型）とする。



分類番号4、6、40～49、60～69、400～499、600～699で写真の形状の車両は小型貨物車とする。



分類番号 3、30～39、300～399 の車両は
乗用車（普通）とする。



分類番号 1、10～19、100～199 の車両は
普通貨物車とする。

軽貨物車の車種区分

<軽トラック（ボンバン）>

分類番号が 40～49、6、66 の軽自動車のうち、ボンネット・バンは、形状が軽乗用車と類似
しており、注意する必要がある。

車種区分はナンバープレートの分類番号で行う。



分類番号 50～59、8、88 は乗用車
(軽乗用車)



分類番号 40～49、6、66 は小型貨物車
(軽貨物車)

自動車区分の相違

・道路運送車両法施行規則第2条

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するものうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車(軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。)にあつては、その総排気量が2.00L以下のものに限る。)	4.70m以下	1.70m以下	2.00m以下
	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)及び三輪自動車(軽自動車、大型特殊二輪自動車及び小型特殊自動車以外のもの)			
軽自動車	二輪自動車(側車付自動車を含む。)以外の自動車及び被けん引自動車(軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が0.660L以下のものに限る。))	3.40m以下	1.48m以下	2.00m以下
	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)で自動車の大きさが右欄に該当するものうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が0.250L以下のものに限る。)	2.50m以下	1.30m以下	2.00m以下
大型特殊自動車	一 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーバ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車			
	二 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			
小型特殊自動車	一 前項第一号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが右欄に該当するものうち最高速度15km/h以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下
	二 前項第一号ロに掲げる自動車であつて、最高速度35km/h未満のもの			

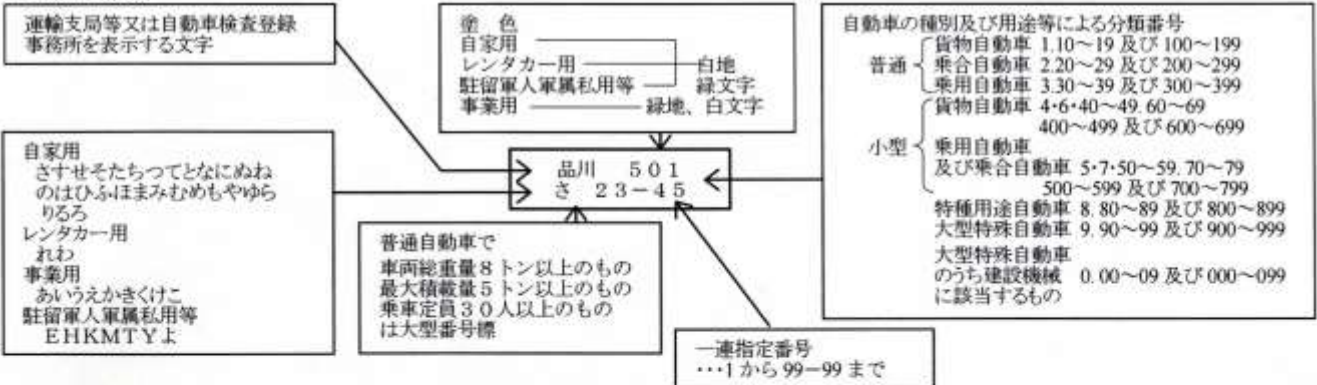
・道路交通法施行規則第2条

自動車の種類	車体の大きさ等			
大型自動車	大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車、車両総重量が11,000kg以上のもの、最大積載量が6,500kg以上のもの又は乗車定員が30人以上のもの			
中型自動車	大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車、車両総重量が5,000kg以上11,000kg未満のもの、最大積載量が3,000kg以上6,500kg未満のもの又は乗車定員が11人以上29人以下のもの			
普通自動車	車体の大きさ等が、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車について定められた車体の大きさ等のいずれにも該当しない自動車			
大型特殊自動車	カタピラを有する自動車(内閣総理大臣が指定するものを除く。)、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、ロード・スタビライザ、タイヤ・ドーザ、グレーダ、スクレーパ、ショベル・ローダ、ダンパ、モータ・スイーパー、フォーク・リフト、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、アスファルト・フィニッシャ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・ローダ、農耕作業用自動車、ロータリ除雪車、ターレット式構内運搬車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車及び内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車(この表の小型特殊自動車の項において「特殊自動車」という。)で、小型特殊自動車以外のもの			
大型自動二輪車	総排気量0.400Lを超える内燃機関を原動機とする二輪の自動車(側車付のものを含む。)で、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
普通自動二輪車	二輪の自動車(側車付のものを含む。)で、大型特殊自動車、大型自動二輪車及び小型特殊自動車以外のもの			
小型特殊自動車	特殊自動車 車体の大きさが右欄に該当するものうち、15km/hを超える速度を出すことができない構造のもの	車体の大きさ		
		長さ	幅	高さ
		4.70m以下	1.70m以下	2.00m(ヘッドガード、安全キャブ、安全フレームその他これらに類する装置が備えられている自動車、当該装置を除いた部分の高さが2.00m以下のものにあつては、2.80m)以下
備考	車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する三輪の自動車については、二輪の自動車とみなして、この表を適用する。			

・道路構造令第4条第2項(設計車両)

設計車両	諸元(単位m)						
	長さ	幅	高さ	前 端 オ ー バ ハ ン グ	軸 距	後 端 オ ー バ ハ ン グ	最 小 回 転 半 径
小型自動車	4.7	1.7	2	0.8	2.7	1.2	6
小型自動車等	6.0	2.0	2.8	1.0	3.7	1.3	7
普通自動車	12	2.5	3.8	1.5	6.5	4	12
セミトレーラ連結車	16.5	2.5	3.8	1.3	前軸距4 後軸距9	2.2	12

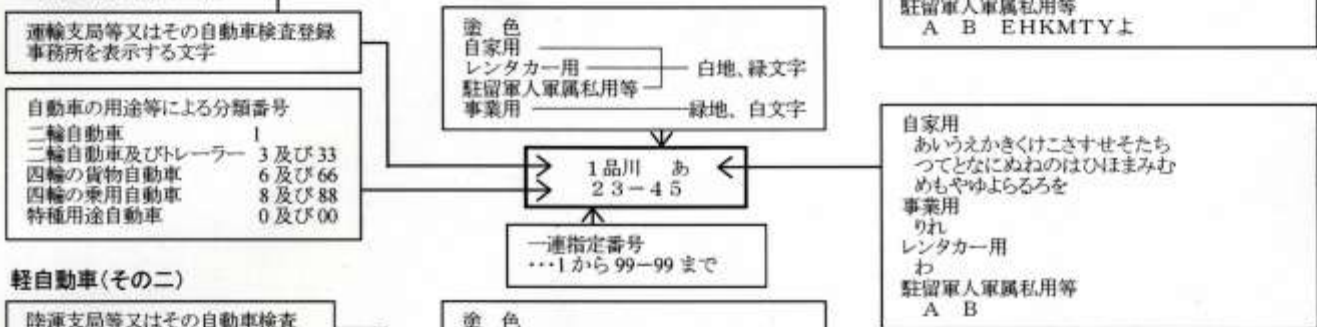
1. 登録自動車



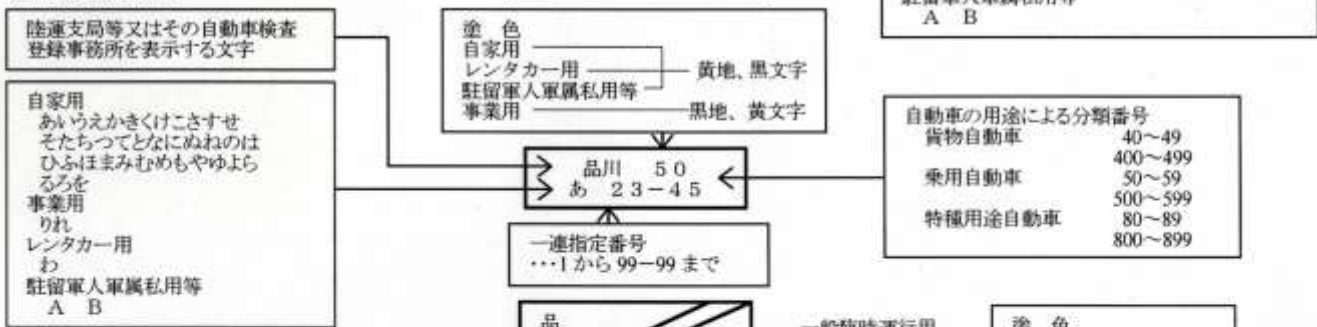
2. 小型二輪自動車



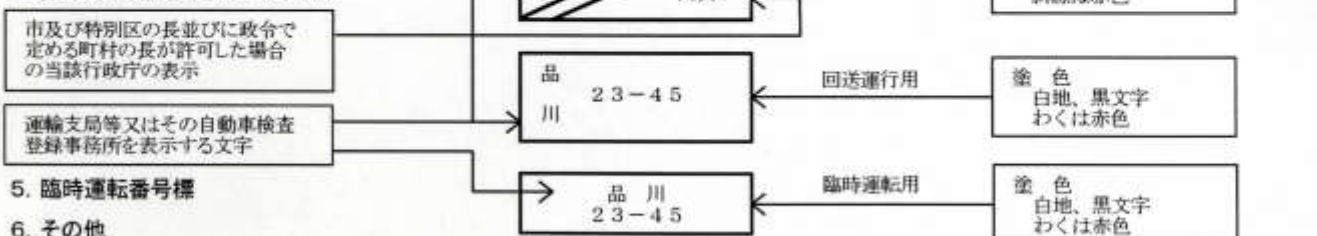
3. 軽自動車(その一)



軽自動車(その二)

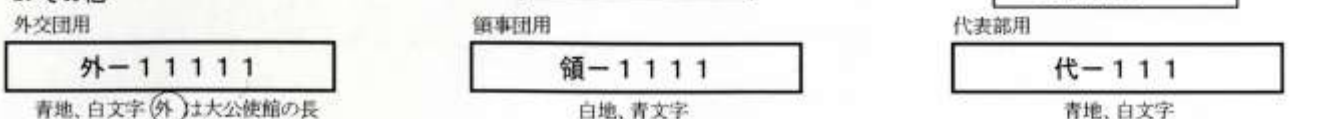


4. 臨時運行・回送運行許可番号標



5. 臨時運転番号標

6. その他



出典：国土交通省「陸運統計要覧」平成16年版